

医師の配置や技術が要件となっている診療報酬項目

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
A100 1	一般病棟7対1入院基本料	1,555点	常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数以上。当該病棟に係る入院患者数が30人未満の場合は、3人以上。	1,028	239,886	2,794,321 回
A102 1	結核病棟7対1入院基本料	1,447点	常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数以上。当該病棟に係る入院患者数が30人未満の場合は、3人以上。	43	654	3,520 回
A105 1	専門病院7対1入院基本料	1,555点	①常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数以上。当該病棟に係る入院患者数が30人未満の場合は、3人以上。 ②悪性腫瘍に係る専門病院については、一般病棟(障害者施設等入院基本料及び特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び緩和ケア病棟入院料を除く。))を算定する病棟を除く。)に勤務する常勤の医師の員数が許可病床(当該一般病棟に係るものに限る。)数に100分の6を乗じて得た数以上。	8	2,580	68,596 回
A105 2	専門病院10対1入院基本料	1,300点	悪性腫瘍に係る専門病院については、一般病棟(障害者施設等入院基本料及び特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び緩和ケア病棟入院料を除く。))を算定する病棟を除く。)に勤務する常勤の医師の員数が許可病床(当該一般病棟に係るものに限る。)数に100分の6を乗じて得た数以上。	11	3,563	29,457 回
A105 3	専門病院13対1入院基本料	1,092点	悪性腫瘍に係る専門病院については、一般病棟(障害者施設等入院基本料及び特定入院料(救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び緩和ケア病棟入院料を除く。))を算定する病棟を除く。)に勤務する常勤の医師の員数が許可病床(当該一般病棟に係るものに限る。)数に100分の6を乗じて得た数以上。	-	-	1,463 回
A108 3	夜間緊急体制確保加算	15点	夜間に医師を配置、又は近隣の保険医療機関が連携して入院患者の急変に備えて夜間の緊急診療体制を確保。	-	-	506,703 回
A108 3	医師配置適合加算	60点	医師の数が、2以上。	-	-	344,589 回
A204-2 1	臨床研修病院入院診療加算(単独型臨床研修病院及び管理型臨床研修病院)(入院初日)	40点	①指導医は臨床経験を7年以上有する医師。 ②研修医2.5人につき、指導医1人以上。	1,364	-	211,617 回
A204-2 2	臨床研修病院入院診療加算(協力型臨床研修病院)(入院初日)	20点				33,702 回
A205 1	救急医療管理加算(1日につき)	600点	通常の当直体制のほか重症救急患者の受け入れに対応できる医師等を確保。	-	-	969,675 回
A205 2	乳幼児救急医療管理加算(1日につき)	150点		-	-	32,504 回
A205-2	超急性期脳卒中加算(入院初日)	12,000点	専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師(専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。)が1名以上配置されており、脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講。	649	-	412 回

1

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
A205-3	妊産婦緊急搬送入院加算(入院初日)	5,000点	緊急の分娩について十分な経験を有する専ら産科又は産婦人科に従事する医師が配置。	1,273	-	1,502 回
A212-2	新生児入院医療管理加算(1日につき)	800点	専任の小児科の常勤医師が常時1名以上。	78	825	3,985 回
A226-2	緩和ケア診療加算(1日につき)	300点	①身体症状の緩和を担当する常勤医師(悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者)。 ②精神症状の緩和を担当する常勤医師(3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者)。	87	52,737	13,441 回
A230-3 1	精神科身体合併症管理加算(精神科救急入院料等を算定している患者の場合)(1日につき)	300点	専任の内科又は外科の医師が1名以上配置。	874	-	10,236 回
A230-3 2	精神科身体合併症管理加算(精神科病棟入院基本料等を算定している患者の場合)(1日につき)	200点				15,639 回
A231	児童・思春期精神科入院医療管理加算	650点	常勤の医師が2名以上配置。うち1名以上は精神保健指定医。	15	671	3,264 回
A235	褥瘡患者管理加算(入院中1回)	20点	褥瘡対策に係る専任の医師。	7,739	1,234,928	139,934 回
A236-2	ハイリスク妊娠管理加算(1日につき)	1,000点	専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、1名以上配置。	1,715	-	21,870 回
A237	ハイリスク分娩管理加算	2,000点	専ら産婦人科又は産科に従事する常勤の医師が、3名以上配置。	635	240,549	8,482 回
A240	後期高齢者総合評価加算(入院中1回)	50点	常勤の医師又は歯科医師が1名以上いること。	1,041	-	2,049 回
A300 1	救命救急入院料1(3日以内)	9,700点	専任の医師が、常時救命救急センター内に勤務していると同時に、手術に必要な麻酔医等が常時待機。	202	-	6,453
A300 1	救命救急入院料2(3日以内)	11,200点				1,726
A300 2	救命救急入院料1(4日以上7日以内)	8,775点				-
A300 2	救命救急入院料2(4日以上7日以内)	10,140点				-
A300 3	救命救急入院料1(8日以上14日以内)	7,490点				-
A300 3	救命救急入院料2(8日以上14日以内)	8,890点				-
						12 回

2

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
A301 1	特定集中治療室管理料(7日以内)	8,760点	専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務。	592	4,177	2,602 回
A301 2	特定集中治療室管理料(8日以上14日以内)	7,330点				1,083 回
A301-2	ハイケアユニット入院医療管理料(1日につき)	3,700点	専任の常勤医師が常時1名以上。	68	776	3,923 回
A301-3	脳卒中ケアユニット入院医療管理料(1日につき)	5,700点	神経内科又は脳神経外科の経験を5年以上有する専任の常勤医師が常時1名以上。	58	355	7,506 回
A302	新生児特定集中治療室管理料	3,500点	専任の医師が常時、新生児特定集中治療室内に勤務。	198	1,310	6,000 回
A303 1	総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児集中治療室管理料)	7,000点	専任の医師が常時、母体・胎児集中治療室内に勤務。	75	3,857	164 回
A303 2	総合周産期特定集中治療室管理料(新生児集中治療室管理料)	3,600点				1,650 回
A304	広範囲熱傷特定集中治療室管理料	1,890点	専任の医師が常時、広範囲熱傷特定集中治療室内に勤務。	25	52	-
A307 1	小児入院医療管理料1	1,500点	小児科の常勤の医師が20名以上配置。	35	2,704	6,028 回
A307 2	小児入院医療管理料2	1,600点	小児科の常勤の医師が5名以上配置。	187	7,986	69,544 回
A307 3	小児入院医療管理料3	1,000点	小児科の常勤の医師が3名以上配置。	329	8,868	89,653 回
A307 4	小児入院医療管理料4	1,100点	小児科の常勤の医師が1名以上配置。	105	-	11,120 回
A308 1	回復期リハビリテーション病棟入院料1	690点	病棟に専任の医師1名以上。	195	一般: 5,047 療養: 6,555	138,712 回
A308 2	回復期リハビリテーション病棟入院料2	595点		725	一般: 13,777 療養: 25,349	22,873 回
A309 1	特殊疾患病棟入院料1	943点	病棟に専任の医師が常勤。	一般: 82 療養: 6	一般: 4,217 療養: 475	53,316 回
A309 2	特殊疾患病棟入院料2	1,570点		一般: 55 療養: 6 精神: 52	一般: 3,465 療養: 309 精神: 4,124	246,307 回
A310	緩和ケア病棟入院料	3,780点	緩和ケアを担当する常勤の医師が1名以上配置。	194	3,792	71,218 回
A311 1	精神科救急入院料1(30日以内の期間)	3,431点	当該病棟に常勤の精神保健指定医が1名以上配置、かつ、当該病棟を有する保険医療機関に常勤の精神保健指定医が5名以上配置。	42	2,615	7,150 回
A311 1	精神科救急入院料1(31日以上の期間)	3,031点				12,600 回
A311 2	精神科救急入院料2(30日以内の期間)	3,231点				1,150 回
A311 2	精神科救急入院料2(31日以上の期間)	2,831点				7,984 回

3

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
A311-2 1	精神科急性期治療病棟入院料1(30日以内の期間)	1,900点	当該保険医療機関に、常勤の精神保健指定医が2名以上配置、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が1名以上配置。	219	11,420	80,291 回
A311-2 1	精神科急性期治療病棟入院料1(31日以上の期間)	1,600点				112,172 回
A311-2 2	精神科急性期治療病棟入院料2(30日以内の期間)	1,800点		20	1,016	32,199 回
A311-2 2	精神科急性期治療病棟入院料2(31日以上の期間)	1,500点				32,225 回
A311-3 1	精神科救急・合併症入院料(30日以内の期間)(1日につき)	3,431点	当該保険医療機関内に、常勤の精神科医が5名以上配置、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が3名以上配置。	1	55	-
A311-3 2	精神科救急・合併症入院料(31日以上の期間)(1日につき)	3,031点				-
A312	精神療養病棟入院料	1,090点	常勤の精神保健指定医が2名以上配置、かつ、当該病棟に常勤の精神保健指定医が1名以上配置。	813	90,524	2,442,088 回
A314 1	認知症病棟入院料1(90日以内の期間)	1,330点	精神科医師が1人以上勤務。	373	-	130,172 回
A314 1	認知症病棟入院料1(91日以上の期間)	1,180点				524,843 回
A314 2	認知症病棟入院料2(90日以内の期間)	1,070点		62	-	15,037 回
A314 2	認知症病棟入院料2(91日以上の期間)	1,020点				95,516 回
A400 1	短期滞在手術基本料1	2,800点	手術が行われる日において、麻酔科医が勤務。	病院: 93 診療所: 111	-	6,722 回
A400 2	短期滞在手術基本料2	4,800点		病院: 123 診療所: 38	-	158 回
B001 1	ウイルス疾患指導料1	240点	当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置。	-	-	3,059 回
B001 1	ウイルス疾患指導料2	330点				病院: 54 診療所: 2
B001 1	後天性免疫不全症候群療養指導加算	220点	HIV感染者の診療に従事した経験を5年以上有する専任の医師が1名以上配置。	-	-	1,442 回
B001 4	小児特定疾患カウンセリング料(月の1回目)	500点	小児科を担当する医師。	-	-	54,328 回
B001 4	小児特定疾患カウンセリング料(月の2回目)	400点		-	-	16,873 回
B001 5	小児科療養指導料	250点	小児科を担当する医師。	-	-	20,430 回
B001 6	てんかん指導料	250点	小児科、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科又は心療内科を担当する医師。	-	-	229,148 回

4

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
B001 8	皮膚科特定疾患指導管理料(1)	250点	皮膚科又は皮膚泌尿器科を担当する医師。	-	-	110,552 回
B001 8	皮膚科特定疾患指導管理料(2)	100点		-	-	407,412 回
B001 14	高度難聴指導管理料(術後3月以内)	480点	5年以上の耳鼻咽喉科の診療経験を有する常勤の医師が耳鼻咽喉科に配置。	病院: 691 診療所: 2,204	-	-
B001 14	高度難聴指導管理料(その他)	400点				3,077 回
B001 20	糖尿病合併症管理料	170点	糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有する専任の常勤医師が1名以上配置。	病院: 386 診療所: 121	-	612 回
B001 21	耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料	150点	耳鼻咽喉科を担当する医師。	-	-	26,561 回
B001-2-2 4	地域連携小児夜間・休日診療料1	350点	小児科を担当する医師が3名以上あり、うち2名以上は専ら小児科を担当する医師。	病院: 95 診療所: 253	-	98,312 回
B001-2-2 4	地域連携小児夜間・休日診療料2	500点	専ら小児科を担当する医師が3名以上。	病院: 64 診療所: 3	-	49,975 回
B001-2-3 5	乳幼児育児栄養指導料	130点	小児科を担当する医師。	-	-	294,719 回
B001-3-2 3	ニコチン依存症管理料(初回)	230点	禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務。	病院: 1,196 診療所: 5,605	-	12,292 回
B001-3-2 3	ニコチン依存症管理料(2回目から4回目まで)	184点				10,808 回
B001-3-2 3	ニコチン依存症管理料(5回目)	180点				440 回
B011-4 2	医療機器安全管理料(放射線治療機器管理体制整備医療機関で放射線治療計画を策定する場合)(一連につき)	1,000点	放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上。	病院: 389 診療所: 7	-	10,264 回
B016	後期高齢者診療料	600点	必要な研修を受けた常勤の医師が1名以上配置。	病院: 27 診療所: 9,543	-	42,736 回

5

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
C002 1	在宅時医学総合管理料1(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の場合)(院外処方せんを交付する場合)	4,200点	在宅医療を担当する常勤医師が勤務。	-	-	70,578 回
C002 1	在宅時医学総合管理料1(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の場合)(処方せんを交付しない場合)	4,500点				15,122 回
C002 2	在宅時医学総合管理料2(1以外の場合)(院外処方せんを交付する場合)	2,200点				26,983 回
C002 2	在宅時医学総合管理料2(1以外の場合)(院外処方せんを交付しない場合)	2,500点				7,459 回
C002-2 1	特定施設入居時等医学総合管理料1(在宅療養支援診療所等)(院外処方せんを交付する場合)(月1回)	3,000点	在宅医療を担当する常勤医師が勤務。	病院: 1,039 診療所: 17,263	-	19,688 回
C002-2 1	特定施設入居時等医学総合管理料1(在宅療養支援診療所等)(院外処方せんを交付しない場合)(月1回)	3,300点				827 回
C002-2 2	特定施設入居時等医学総合管理料2(1以外の場合)(院外処方せんを交付する場合)(月1回)	1,500点				8,342 回
C002-2 2	特定施設入居時等医学総合管理料2(1以外の場合)(院外処方せんを交付しない場合)(月1回)	1,800点				1,305 回
D006-2	血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	2,000点	臨床検査を専ら担当する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 456 診療所: 2	-	150 回
D026 6	検体検査管理加算(2)	100点	臨床検査を担当する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 1,616 診療所: 30	-	244,534 回
D026 6	検体検査管理加算(3)	300点	臨床検査を専ら担当する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 549 診療所: 1	-	123,583 回
D026 6	遺伝カウンセリング加算	500点	遺伝カウンセリングを要する診療に係る経験を3年以上有する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 90 診療所: 13	-	-
D206 3	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡加算	300点	①循環器科の経験を5年以上有する医師が1名以上配置。 ②心臓血管外科の経験を5年以上有する常勤の医師が配置。ただし、心臓血管外科を標榜しており、かつ、心臓血管外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されている他の保険医療機関と必要かつ密接な連携体制をとっており、緊急時に対応が可能である場合は、この限りでない。	病院: 451 診療所: 2	-	-

6

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
D231	人工臓腑(一連につき)	5,000点	担当する医師が常時待機しており、糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の専門医が2名以上並びに少なくとも15年以上の経験を有する常勤の指導医が1名以上配置。	病院: 51 診療所: 0	-	-
D235-2	長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)	400点	脳神経外科の常勤医師が1名以上配置。	280	-	90回
D236-3	神経磁気診断	5,000点	神経磁気診断の経験を3年以上有する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 28 診療所: 1	-	-
D239-3	神経学的検査	300点	神経学的検査に関する所定の研修を修了した神経内科又は脳神経外科を担当する常勤の医師(専ら神経系疾患の診療を担当した経験を10年以上有するものに限る。)が1名以上配置。	病院: 1,144 診療所: 79	-	35,866回
D244-2 1	補聴器適合検査(1回目)	1,300点	厚生労働省主催補聴器適合判定医師研修会を修了した耳鼻咽喉科を担当する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 256 診療所: 258	-	229回
D244-2 2	補聴器適合検査(2回目以降)	700点	厚生労働省主催補聴器適合判定医師研修会を修了した耳鼻咽喉科を担当する常勤の医師が1名以上配置。	-	-	1,799回
D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	200点	眼科診療を専ら担当する常勤の医師(眼科診療の経験を10年以上有する者に限る。)が配置。	病院: 1,276 診療所: 5,527	-	528,539回
D291-2	小児食物アレルギー負荷検査	1,000点	小児食物アレルギーの診断及び治療の経験を10年以上有する小児科を担当する常勤の医師が1名以上配置。	病院: 509 診療所: 84	-	1,889回
D310 2	小腸ファイバースコープ(カプセル型内視鏡によるもの)	1,700点	消化器系の内科又は外科の経験を5年以上有する常勤の医師が1人以上配置。	-	-	25回
E000	画像診断管理加算1	70点	画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は日本医学放射線学会が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師に限る。)が1名以上配置。	病院: 876 診療所: 195	-	672,597回
E000	画像診断管理加算2	180点	画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は日本医学放射線学会が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師に限る。)が1名以上配置。	病院: 892 診療所: 1	-	639,847回
E000	遠隔画像診断管理加算1	70点	画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は日本医学放射線学会が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師に限る。)が1名以上配置。	受信制 病院: 59	-	-
E000	遠隔画像診断管理加算2	180点	画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は日本医学放射線学会が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師に限る。)が1名以上配置。	-	-	-

7

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
E101-2 1	ポジトロン断層撮影(150標識ガス剤を用いた場合)(一連の検査につき)	7,000点	核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上。	病院: 141 診療所: 38	-	-
E101-2 2	ポジトロン断層撮影(18FDGを用いた場合)(一連の検査につき)	7,500点		-	-	11,688回
E101-3 1	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(150標識ガス剤を用いた場合)(一連の検査につき)	7,625点		病院: 149 診療所: 41	-	-
E101-3 2	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(18FDGを用いた場合)(一連の検査につき)	8,625点		-	-	7,713回
E200 4	冠動脈CT撮影加算	600点	画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は日本医学放射線学会が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師に限る。)が1名以上配置。	病院: 314 診療所: 6	-	7,523回
E202 4	心臓MRI撮影加算	300点	画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は日本医学放射線学会が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師に限る。)が1名以上配置。	病院: 454 診療所: 0	-	587回
G000 4	外来化学療法加算1	500点	化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が勤務。	病院: 1,074 診療所: 72	-	95,801回
H000 1	心大血管疾患リハビリテーション料(1)(1単位)	200点	循環器科又は心臓血管外科の医師が常時勤務しており、心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 285 診療所: 5	-	104,094回
H000 2	心大血管疾患リハビリテーション料(2)(1単位)	100点	循環器科又は心臓血管外科を担当する常勤医師又は心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する常勤医師が1名以上勤務。	病院: 116 診療所: 16	-	18,292回
H001 1	脳血管疾患等リハビリテーション料(1)(1単位)	235点	①専任の常勤医師が2名以上勤務。うち1名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴(又は講師歴)を有する。 ②言語聴覚療法のみを実施する場合は、専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 1,979 診療所: 61	-	7,205,973回
H001 2	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)(1単位)	190点	専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 1,070 診療所: 270	-	1,031,411回
H001 3	脳血管疾患等リハビリテーション料(3)(1単位)	100点	専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 2,238 診療所: 77	-	852,159回

8

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
H002 1	運動器リハビリテーション料(1)(1単位)	170点	運動器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 4,635 診療所: 3,285	-	5,917,826 回
H002 2	運動器リハビリテーション料(2)(1単位)	80点	専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 976 診療所: 647	-	2,345,178 回
H003 1	呼吸器リハビリテーション料(1)(1単位)	170点	呼吸器リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 2,716 診療所: 105	-	277,052 回
H003 2	呼吸器リハビリテーション料(2)(1単位)	80点	専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 970 診療所: 165	-	40,048 回
H006	難病患者リハビリテーション料(1日につき)	600点	専任の常勤医師が勤務。	病院: 42 診療所: 51	-	1,428 回
H007 1	障害児(者)リハビリテーション料(6歳未満)(1単位)	220点	専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 220 診療所: 95	-	64,707 回
H007 2	障害児(者)リハビリテーション料(6歳以上18歳未満)(1単位)	190点				54,373 回
H007 3	障害児(者)リハビリテーション料(18歳以上)(1単位)	150点				81,741 回
H008	集団コミュニケーション療法料(1単位)	50点	専任の常勤医師が1名以上勤務。	病院: 1,028 診療所: 92	-	12,122 回
I000 1	精神科電気痙攣療法(マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合)(1日につき)	3,000点	精神科を担当する医師。	-	-	2,711回
I000 2	精神科電気痙攣療法(その他)(1日につき)	150点				2,200回
I001 1	入院精神療法(1)(1回につき)	360点	精神保健指定医その他の精神科を担当する医師。	-	-	130,706回
I001 2	入院精神療法(2)(1回につき)(6月以内)	150点				155,681回
I001 2	入院精神療法(2)(1回につき)(6月超)	80点				676,713回
I002 1	通院・在宅精神療法(初診時精神保健指定医等による場合)(1回につき)	500点	精神保健指定医又はこれに準ずる者(精神保健指定医であった医師及び旧精神衛生法に規定する精神衛生鑑定医であった医師をいう。)			180,286回
I002 2	通院・在宅精神療法(1回につき)(病院)(30分以上)	360点	精神科を担当する医師(研修医を除く。)	-	-	58,940回
I002 2	通院・在宅精神療法(1回につき)(病院)(30分未満)	330点				1,126,171回
I002 2	通院・在宅精神療法(1回につき)(診療所)(30分以上)	360点				152,501回
I002 2	通院・在宅精神療法(1回につき)(診療所)(30分未満)	350点				2,188,882回
I002-2	精神科継続外来支援・指導料(1日につき)	55点				精神科を担当する医師。

9

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
I003	標準型精神分析療法(1回につき)	390点	当該療法に習熟した医師により行われた場合。精神科を標榜する保険医療機関以外の標準型精神分析療法に習熟した心身医学を専門とする医師。	-	-	60,488回
I004 1	心身医学療法(入院)(1回につき)	70点	当該療法に習熟した医師によって行われた場合。	-	-	1,190回
I004 2	心身医学療法(入院外)(1回につき)(初診時)	110点				9,927回
I004 2	心身医学療法(入院外)(1回につき)(再診時)	80点				32,577回
I005	入院集団精神療法(1日につき)	100点	精神科を担当する医師及び1人以上の精神保健福祉士又は臨床心理技術者等により構成される2人以上の者が行った場合。	-	-	8,526回
I006	通院集団精神療法(1日につき)	270点	精神科を担当する医師及び1人以上の精神保健福祉士又は臨床心理技術者等により構成される2人以上の者が行った場合。	-	-	425回
I008-2 1	精神科ショート・ケア(小規模のもの)(1日につき)	275点	精神科医師及び専従する1人の従事者の2人で構成される場合には、患者数は、当該従事者2人に対しては1回20人を限度とすること。	病院: 306 診療所: 152	-	8,443 回
I008-2 2	精神科ショート・ケア(大規模のもの)(1日につき)	330点	①精神科の医師及び専従する3人の従事者の4人で構成される場合にあっては、患者数は、当該従事者4人に対して1回50人を限度とすること。 ②①に規定する4人で構成される従事者に、更に、精神科医師1人及び①に規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者6人に対して1回70人を限度とすること。	病院: 416 診療所: 90	-	14,580 回
I009 1	精神科デイ・ケア(小規模なもの)(1日につき)	550点	精神科医師及び専従する2人の従事者の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対しては1日30人を限度とすること。	病院: 435 診療所: 273	-	95,529 回
I009 2	精神科デイ・ケア(大規模なもの)(1日につき)	660点	①精神科医師及び専従する3人の従事者の4人で構成される場合にあっては、患者数は、当該従事者4人に対して1日50人を限度とすること。 ②①に規定する4人で構成される従事者に、更に、精神科医師1人及び①に規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者6人に対して1日70人を限度とすること。	病院: 663 診療所: 187	-	341,414 回
I010	精神科ナイト・ケア(1日につき)	500点	精神科医師及び専従する2人の従事者の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対しては、1日20人を限度とすること。	病院: 127 診療所: 93	-	15,102 回

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
I010-2	精神科デイ・ナイト・ケア(1日につき)	1,000点	①精神科医師及び専従する2人の従事者の3人で構成する場合にあっては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とすること。 ②精神科医師及び専従する3人の従事者の4人で構成する場合にあっては、患者数が当該従事者4人に対して1日50人を限度とすること。	病院: 277 診療所: 113	-	115,262 回
I011	精神科退院指導料	320点	精神科を担当する医師。	-	-	10,542回
I012 1	精神科訪問看護・指導料(1)	575点	精神科を担当している医師。	-	-	46,931回
I012 2	精神科訪問看護・指導料(2)	160点				5,709回
I013	持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	250点	精神科を担当する医師。	-	-	16,365回
I015	重度認知症患者デイ・ケア料(1日につき)	1,000点	精神科医師が1人以上勤務。	病院: 159 診療所: 69	-	115,895 回
J017	エタノールの局所注入(甲状腺に対するもの)	1,000点	甲状腺治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する医師が1名以上。	病院: 289 診療所: 56	-	2,250 回
J017	エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの)	1,000点	副甲状腺治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する医師が1名以上。	病院: 266 診療所: 55	-	
K134-2 1	内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術)	33,600点	①常勤の整形外科の医師が2名以上配置。 ②区分番号「K118」、「K131」、「K132」から「K134」まで、「K135」、「K136」、「K138」、「K139」、「K142」及び「K142-2」に掲げる脊椎手術を、術者として、300例以上実施した経験を有する常勤の整形外科の医師が1名以上配置。 ③当該手術に熟練した医師の指導の下に、術者として、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る。)及び内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)を合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の整形外科の医師が1名以上配置。	6	-	-
K134-2 2	内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方摘出術)	17,200点	①常勤の整形外科の医師が2名以上配置。 ②区分番号「K118」、「K131」、「K132」から「K134」まで、「K135」、「K136」、「K138」、「K139」、「K142」及び「K142-2」に掲げる脊椎手術を、術者として300例以上実施した経験を有する常勤の整形外科の医師が1名以上配置。 ③当該手術に熟練した医師の指導の下に、術者として、内視鏡下椎弓切除術及び内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方切除術に限る。)を合わせて30例以上実施した経験を有する常勤の整形外科の医師が1名以上配置。	103	-	175 回

11

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
K142-3	内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	45,300点	①常勤の整形外科の医師が2名以上配置。 ②区分番号「K118」、「K131」、「K132」から「K134」まで、「K135」、「K136」、「K138」、「K139」、「K142」及び「K142-2」に掲げる脊椎手術を、術者として、300例以上実施した経験を有する常勤の整形外科の医師が1名以上配置。 ③当該手術に熟練した医師の指導の下に、術者として、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る。)及び内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)を合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の整形外科の医師が1名以上配置。	内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術)と合わせて報告のため、単独数不明	-	-
K180 3	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うもの)	21,000点	頭蓋骨形成手術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5例以上実施した経験を有する常勤の形成外科及び脳神経外科の医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)がそれぞれ1名以上配置。	40	-	-
K181 1	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)(片側の場合)	28,300点	脳神経外科の常勤医師が1名以上配置。	520	-	-
K181 2	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)(両側の場合)	35,000点				-
K181-2	脳刺激装置交換術	8,050点	脳神経外科の常勤医師が1名以上配置。	-	-	-
K190	脊髄刺激装置植込術	17,900点	脳神経外科、整形外科又は麻酔科の常勤医師が1名以上配置。	732	-	47 回
K190-2	脊髄刺激装置交換術	8,050点				20 回
K328	人工内耳埋込術	30,400点	常勤の耳鼻咽喉科の医師が3名以上配置、うち2名以上は耳鼻咽喉科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の人工内耳埋込術の経験を有している。	99	-	-
K443 3	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合)	32,400点	上顎骨形成術又は下顎骨形成術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の形成外科及び耳鼻咽喉科の医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)がそれぞれ1名以上配置。	24	-	-
K444 4	下顎骨形成術(骨移動を伴う場合)	27,800点				上顎骨形成術又は下顎骨形成術を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の形成外科及び耳鼻咽喉科の医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)がそれぞれ1名以上配置。

12

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
K514-6	生体部分肺移植術	66,700点	当該手術を担当する診療科の常勤医師が5名以上配置、うち少なくとも1名は臓器移植の経験を有している。	5	-	-
K548	経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテテルによるもの)	23,000点	5年以上の循環器科の経験を有する医師が1名以上配置、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置。	308	-	20回
K595-2	経皮的中隔心筋焼灼術	22,800点	①経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術又は経皮的冠動脈ステント留置術に関し、10年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置。 ②5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置。ただし、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が配置されている保険医療機関との連携により、緊急事態に対応するための体制が整備されている場合は、この限りでない。	315	-	180回
K597 1	ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)	13,800点	循環器科又は心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が1名以上配置。	病院:2,706 診療所:253	-	-
K597 2	ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)	6,830点	循環器科又は心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が1名以上配置。			2,033回
K597-2	ペースメーカー交換術	3,200点	循環器科又は心臓血管外科の経験を5年以上有する医師が1名以上配置。			1,251回
K598	両心室ペースメーカー移植術	20,500点	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置、うち2名以上は、所定の研修を修了している。	291	-	20回
K598-2	両心室ペースメーカー交換術	3,200点	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置、うち2名以上は、所定の研修を修了している。			40回
K599	埋込型除細動器移植術	13,100点	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置、うち2名以上は、所定の研修を修了している。	328	-	351回
K599-2	埋込型除細動器交換術	2,200点	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置、うち2名以上は、所定の研修を修了している。			-
K599-3	両室ペースメーカー機能付き埋込型除細動器移植術	14,000点	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置、うち2名以上は、所定の研修を修了している。	216	-	80回
K599-4	両室ペースメーカー機能付き埋込型除細動器交換術	3,200点	常勤の循環器科及び心臓血管外科の医師がそれぞれ2名以上配置、うち2名以上は、所定の研修を修了している。			-

13

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
K600 1	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)(1日につき)(初日)	8,780点	循環器科、心臓血管外科又は麻酔科のうち、いずれか一つの診療科の経験を5年以上有する医師が1名以上配置。	病院:1,574 診療所:44	-	1,073回
K600 2	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)(1日につき)(2日目以降)	3,680点				3,845回
K603 1	補助人工心臓(1日につき)(初日)	30,000点	常勤の心臓血管外科の医師が5名以上配置、うち2名以上は心臓血管外科の経験を5年以上有し、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有している。	143	-	-
K603 2	補助人工心臓(1日につき)(2日目以降30日まで)	5,000点				-
K603 3	補助人工心臓(1日につき)(31日目以降)	4,000点				-
K604 1	埋込型補助人工心臓(1日につき)(初日)	30,000点	①常勤の心臓血管外科の医師が5名以上配置、うち2名以上は心臓血管外科の経験を5年以上有し、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有している。	5	-	-
K604 2	埋込型補助人工心臓(1日につき)(2日目以降30日まで)	5,000点				-
K604 3	埋込型補助人工心臓(1日につき)(31日目以降90日まで)	4,000点	②補助人工心臓の装着経験が5例以上あり、うち3例は過去3年間に経験していること。そのうち1例は90日以上連続して補助人工心臓を行った経験があること。			-
K604 4	埋込型補助人工心臓(1月につき)(91日目以降)	6,000点	③所定の研修を修了している常勤医師が2名以上配置。			-
K678	体外衝撃波胆石破砕術(一連につき)	16,300点	担当する医師が常時待機しており、胆石症の治療に関し専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の専門医が2名以上配置。	429	-	-
K697-5	生体部分肝移植術	63,700点	当該手術を担当する診療科の常勤医師数が5名以上配置、うち少なくとも1名は臓器移植の経験を有している。	72	-	-
K754-3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	36,000点	①腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。 ②当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置。	32	-	-
K768	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術(一連につき)	19,300点	担当する医師が常時待機(院外での対応も含む。)しており、腎・尿管結石の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の専門医が2名以上配置。	897	-	4,156回

14

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
K769-3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	33,000点	①腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。 ②当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置。			-
K772-3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	37,100点	①腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。 ②当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置。	34		-
K773-3	腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術	47,300点	①腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。 ②当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置。			-
K780-2	生体腎移植術	40,000点	当該手術を担当する診療科の常勤の医師が2名以上配置、うち少なくとも1名は、1例以上の死体腎移植又は5例以上の生体腎移植の経験を有している。	148		-
K841-4	焦点式高エネルギー超音波療法(一連につき)	5,000点	当該手術を主として実施する医師及び補助を行う医師としてそれぞれ5例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)が1名以上配置。	4		-
K843-2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	45,300点	①腹腔鏡下腎摘出術及び腹腔鏡下副腎摘出術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。 ②当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置。	41		-

15

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
K843-3	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	50,300点	①腹腔鏡下腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下副腎摘出術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術又は腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術を、術者として、合わせて20例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が2名以上配置。 ②当該手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師が1名以上配置。	35		37回
K920-2-1	輸血管理料1	200点	輸血業務全般に関する責任者として専任の常勤医師が配置。	病院: 259 診療所: 1		12,848回
K920-2-2	輸血管理料2	70点	輸血業務全般に責任を有する常勤医師を配置。	病院: 817 診療所: 11		10,576回
L009 1	麻酔管理料(硬膜外麻酔を行った場合)	200点	常勤の麻酔科標榜医。 疼痛管理を専門としている医師又はその経験のある医師。	病院: 2,309 診療所: 491		14,711回
L009 1	麻酔管理料(脊髄麻酔を行った場合)	200点				-
L009 2	麻酔管理料(マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合)	900点				81,672回
L100 1	神経ブロック トーラスハイナル・三叉神経半月神経節ブロック, 他	1,500点				41,167回
L100 2	神経ブロック 眼神経・上顎神経ブロック, 他	800点				74,234回
L100 3	神経ブロック 腰部交感神経節ブロック, 他	570点				13回
L100 4	神経ブロック 眼瞼血管、片側顔面血管又は迎性斜頸	400点				4,898回
L100 5	神経ブロック 星状神経節ブロック, 他	340点				142,988回
L100 6	神経ブロック 腕神経叢ブロック, 他	170点				116,226回
L100 7	神経ブロック 頸・胸・腰脊髄神経ブロック, 他	90点				270,855回

16

区分番号	算定項目	点数	医師の配置と技術の要件	届出数 平成20年7月1日現在		算定状況 (平成20年6月 審査分)
				件数	病床数	
L101 1	神経ブロック 下垂体ブロック, 他	3,000点	疼痛管理を専門としている医師又はその経験のある医師。			185回
L101 2	神経ブロック 胸・腰交感神経節ブロック, 他	1,800点				265回
L101 3	神経ブロック 眼窩上神経ブロック, 他	800点				384回
L101 4	神経ブロック 迷走神経ブロック, 他	340点				5,431回
M000 5	放射線治療専任加算	330点	放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置。	病院: 447 診療所: 5	-	11,138 回
M000 6	外来放射線治療加算	100点	放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置。	病院: 407 診療所: 5	-	138,177 回
M001 4	体外照射(強度変調放射線治療(IMRT))(1回目)	3,000点	放射線治療を専ら担当する常勤の医師が2名以上配置、うち1名は放射線治療の経験を5年以上有する者。	病院: 45 診療所: 2	-	4,075 回
M001 4	体外照射(強度変調放射線治療(IMRT))(2回目)	1,000点				-
M001-3	直線加速器による定位放射線治療	63,000点	放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置。	病院: 190 診療所: 5	-	319 回
N003	術中迅速病理組織標本作製(テレパソロジー)	1,990点	受信制(画像診断が行われる保険医療機関)においては、病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務。	受信制 病院: 36	-	-
N006	病理診断料	410点	病理診断を専ら担当する医師が勤務。	-	-	228,976 回